

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公告第 19 号

職員の退職管理に関する条例(平成 27 年条例第 19 号)第 4 条第 2 項の規定により、平成 29 年度における職員の退職管理に関する条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 30 年 9 月 21 日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合管理者 吉村 洋文

再就職状況	再就職者数
管理職職員であった者の再就職状況(課長級以上) (職員の退職管理に関する条例第 4 条第 2 項第 1 号に定めるもの)	0 人
勤続期間が 20 年以上の職員の再就職禁止団体への再就職状況 (職員の退職管理に関する条例第 4 条第 2 項第 2 号に定めるもの)	0 人
契約相手方団体への再就職状況(1) (職員の退職管理に関する条例第 4 条第 2 項第 3 号に定めるもの)	0 人
職員の役員就任実績のある団体への再就職状況(2) (職員の退職管理に関する条例第 4 条第 2 項第 4 号に定めるもの)	0 人

1 離職前 5 年間に自らが契約相手先の選定、契約金額の決定に関する事務に携わった団体へ再就職した者の状況(但し、単年度の契約金額が 300 万円以上の場合を対象とする。)

2 職員が過去 10 年間に役員として再就職した実績のある団体へ新たに役員として再就職した者の状況